

社会福祉法人 慈恵園福祉会 役員等報酬規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人慈恵園福祉会（以下「当法人」という）定款第9条及び第25条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

第2条（報酬等の支給）

当法人役員等に対して、次の通りの報酬等を支給する。

- ① 理事、監事、評議員については、常勤、非常勤にかかわらず、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。ただし、理事のうち、当法人の職員を兼ねている者については、職員として給与を支給するものとする。

第3条（公表）

当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

第4条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。